



2019年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 梅田 仁司  
(コード:8337 東証第1部)  
問 合 せ 先 執行役員  
経営企画部長 田中 啓之  
電 話 番 号 043-243-2111 (大代表)

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、2019年5月30日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

普通株主の皆さまへの利益還元を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため

2. 取得に係る事項の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類  | 普通株式   |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 5,000,000 株 (上限)<br>(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 8.04%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1,000,000,000 円 (上限)                                 |
| (4) 取得期間       | 2019年6月4日～2020年3月31日                                 |

(ご参考) 2019年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	62,207,114 株
自己株式数	14,931 株

以 上